高知市有料老人ホーム立入検査実施要領を次のように定める。 平成25年4月1日

高知市長 岡 﨑 誠 也

高知市有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第13項及び高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱(平成25年4月1日施行)第11条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、法及び高知市有料老人ホーム設置運営指導指針(平成25年4月1日施行)等の規定に照ら し、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホ ームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

(立入検査の対象)

第3条 立入検査の対象とする施設は、高知市内に所在する法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録(以下「サービス付き高齢者向け住宅の登録」という。)を受けるものを含む。)とする。

(検査事項)

- 第4条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を 受けた有料老人ホームにあっては、次に掲げる事項のうち、(2)~(4)及び(13)を除いた事項について行うもの とする。
 - (1) 基本的事項に関する事項
 - (2) 設置主体に関する事項
 - (3) 立地条件に関する事項
 - (4) 規模及び構造設備に関する事項
 - (5) 職員の配置等に関する事項
 - (6) 施設の管理・運営に関する事項
 - (7) サービスに関する事項
 - (8) 事業収支計画に関する事項
 - (9) 利用料等に関する事項
 - (10) 契約内容等に関する事項
 - (11) 情報開示に関する事項
 - (12) 衛生管理等に関する事項
 - (13) 届出に関する事項
 - (14) 前回の立入検査に基づく是正・改善状況
 - (15) その他必要と認められる事項

(立入検査の方式等)

- 第5条 立入検査は、一般検査と随時検査に区分して次のとおり実施する。ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームにあっては、別に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 一般検査は、次条に基づき策定された実施計画に従い、定期的かつ計画的に実施するものとする。
 - (2) 随時検査は、問題点を有する施設を対象として必要に応じて実施する。

(実施計画)

第6条 高齢者支援課長は、毎年度当初、立入検査の実施方針、検査項目、実施方法等を定めた有料老人ホーム 立入検査実施計画(様式第1号。以下「実施計画」という。)を策定するものとする。

- 2 実施計画は、国の指導方針及び前年度の検査結果等を勘案して策定するものとする。 (立入検査体制)
- 第7条 立入検査は、本市の職員2名以上の体制で実施するものとし、うち1人は原則として係長相当職以上の者とする。
- 2 検査職員は、立入検査を行うに当たっては、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。)第5条の2 に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 (立入検査の実施方法)
- 第8条 立入検査は、原則として施設等に出向いて行う実地調査の方法により実施する。

(立入検査の通知)

第9条 市長は、一般検査の実施に当たり、あらかじめ当該立入検査の対象となる施設の設置者若しくは管理者 (以下「設置者等」という。)に対して、立入検査の対象となる事項、実施日、立入検査担当職員の氏名その他 必要とする事項を有料老人ホーム立入検査実施通知書(様式第2号)により通知する。ただし、緊急を要する とき、又は立入検査の目的によっては、この限りでない。

(立入検査の準備資料)

第10条 市長は、一般検査を行うに当たり、立入検査の対象となる法人の設置者等から、所定の検査調書に関係 書類を添えて提出させるものとする。

(講評)

第11条 立入検査担当職員は、実地検査の終了後、施設の設置者等並びに関係職員の出席を求め、講評並びに必要な助言及び指示を行うものとする。

(立入検査の報告)

第12条 立入検査担当職員は、実地調査の終了後速やかに立入検査について報告書を作成し、これに立入検査担 当職員の所見並びに施設側の意見及び要望を付して所属長及び関係部署に報告しなければならない。

(立入検査結果の指示等)

- 第13条 立入検査の結果,改善又は是正を要する事項については、その内容及び改善方法を有料老人ホーム等検査結果通知書(様式第3号)により施設の設置者等に通知するものとする。
- 2 前項の指示事項のうち、重要な事項については期限を付して有料老人ホーム立入検査に伴う改善報告書(様式第4号)の提出を求め、必要に応じてその改善状況の確認を行うものとする。

(立入検査台帳)

第14条 市長は、検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、有料老人ホーム検査台帳(様式第5号)を作成し、立入検査実施後必要な事項を記入し、整備するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、立入検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附即

この要領は、平成28年1月22日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。